



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年7月28日金曜日 第429号

◇ 目 次 ◇ 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....	(保健福祉課) ... 746
愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則.....	(都市整備課) ... 747

告 示

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ... 747
施術機関の指定.....	(") ... 747
指定医療機関の変更.....	(") ... 747
指定医療機関の廃止.....	(") ... 748
指定医療機関の辞退.....	(") ... 748
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	(") ... 748
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ... 748
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ... 749
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ... 749
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ... 750
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更.....	(") ... 750
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ... 750
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ... 751
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ... 751
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ... 751
救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ... 752
保安林予定森林(2件).....	(森林整備課) ... 752
同意の成立(漁獲共済).....	(漁政課) ... 752
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課) ... 752
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ... 753
道路の区域変更(県道野中長沢線)(2件).....	(中予地方局管理課) ... 753
道路の区域変更(県道伊予松山港線).....	(") ... 753
道路の供用開始(県道中山双海線).....	(") ... 754
道路の供用開始(県道野中長沢線)(2件).....	(") ... 754
道路の供用開始(県道伊予松山港線).....	(") ... 754
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ... 754

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(保健福祉課) ... 755
---------------------------	-----------------

規 則

○愛媛県規則第36号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(医療機関等の指定申請書等の経由)	(医療機関等の指定申請書等の経由)
第15条 省令第10条第2項、第4項及び第5項、第10条の6第2項、第10条の7、第10条の8第1項、第14条第2項及び第4項並	第15条 省令第10条第2項及び第4項_____、第10条の6第2項、第10条の7、第10条の8第1項、第14条第3項_____並

びに第15条第1項の規定により知事に提出する書類は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例の規定により、市がその受理又は受付等に関する事務を処理することとされたものを除き、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所を管轄する地方局長を経由しなければならない。

びに第15条の規定により知事に提出する書類は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例の規定により、市がその受理又は受付等に関する事務を処理することとされたものを除き、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所を管轄する地方局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第37号

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立都市公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 13 regarding park facility usage fees, with a table of fees for various facilities like '総合運動公園' and 'とべ動物園'.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

Table listing medical facilities (医療機関) with columns for name, location, and designated date.

○愛媛県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

Table listing treatment facilities (施術機関) with columns for name, address, and designated date.

○愛媛県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、

指定医療機関から所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
そうごう薬局千代田町店	(変更後) 八幡浜市1455番23	令和5年5月3日
	(変更前) 八幡浜市矢野町七丁目14 55番23	
八幡浜市大島診療所	(変更後) 八幡浜市大島字本ウラ2 番耕地101番地1	令和5年5月3日
	(変更前) 八幡浜市大島2番耕地10 1番地1	

○愛媛県告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有津むらかみクリニック	今治市伯方町有津甲2335	令和5年4月30日
松田 歯 科 診 療 所	新居浜市菊本町二丁目1 - 9	令和5年4月30日
有津おかもと薬局	今治市伯方町有津甲2337 番地2	令和5年5月2日

○愛媛県告示第835号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
坂田 歯 科 医 院	四国中央市三島中央3 - 13 - 30	令和5年7月31日

○愛媛県告示第836号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
合同会社 やす	今治市大浜町三丁目6番11号	訪問看護 いまばり	今治市南宝来町2丁目2 - 1 矢野薬局ビル2階	令和5年6月1日

○愛媛県告示第837号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	アクティブライフ宇和	西予市宇和町卯之町五丁目23 3番地	令和5年5月16日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	アクティブライフ保内	八幡浜市保内町宮内一番耕地 324番地	令和5年5月16日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	アクティブライフ松柏	八幡浜市松柏甲728 - 1	令和5年5月16日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	アクティブライフ三瓶	西予市三瓶町朝立7番耕地84 番地1	令和5年5月16日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	グループホーム夏みかん	八幡浜市八代45番地	令和5年5月16日

○愛媛県告示第838号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	アクティブライフ宇和	西予市宇和町卯之町五丁目23番地	令和5年5月16日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	アクティブライフ保内	八幡浜市保内町宮内一番耕地324番地	令和5年5月16日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	アクティブライフ松柏	八幡浜市松柏甲728-1	令和5年5月16日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	アクティブライフ三瓶	西予市三瓶町朝立7番耕地84番地1	令和5年5月16日
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	グループホーム夏みかん	八幡浜市八代45番地	令和5年5月16日

○愛媛県告示第839号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から主たる事務所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社岡本薬局	（変更後） 今治市伯方町有津甲2330番地2	今治おかもと薬局	今治市南高下町三丁目2番10号	令和5年5月3日
	（変更前） 今治市伯方町有津甲2337番地2			
有限会社岡本薬局	（変更後） 今治市伯方町有津甲2330番地2	樽屋おかもと薬局	今治市馬越町1丁目2番29号	令和5年5月3日
	（変更前） 今治市伯方町有津甲2337番地2			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局卯之町店	西予市宇和町卯之町二丁目30番地	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局松本町店	今治市中日吉町3丁目1-28	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局三島店	四国中央市中之庄町284-1	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局港町店	八幡浜市416-1	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局八幡浜店	八幡浜市大平1番耕地644番地	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			

○愛媛県告示第840号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から主たる事務所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社岡本薬局	（変更後） 今治市伯方町有津甲2330番地2	今治おかもと薬局	今治市南高下町三丁目2番10号	令和5年5月3日
	（変更前） 今治市伯方町有津甲2337番地2			
有限会社岡本薬局	（変更後） 今治市伯方町有津甲2330番地2	樽屋おかもと薬局	今治市馬越町1丁目2番29号	令和5年5月3日
	（変更前） 今治市伯方町有津甲2337番地2			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局卯之町店	西予市宇和町卯之町二丁目30番地	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局松本町店	今治市中日吉町3丁目1-28	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局三島店	四国中央市中之庄町284-1	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局港町店	八幡浜市416-1	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			
総合メディカル株式会社	（変更後） 福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局八幡浜店	八幡浜市大平1番耕地644番地	令和5年5月8日
	（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号			

○愛媛県告示第841号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
一般社団法人在宅看護センター四国	四国中央市土居町上野甲1197-1	日本財団在宅看護センターしこく	（変更後） 四国中央市川之江町字井地山980番6	令和5年5月1日
			（変更前） 四国中央市三島中央五丁目13-2ユーズフラット地上1階テナント1号室	

○愛媛県告示第842号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
一般社団法人在宅看護センター四国	四国中央市土居町上野甲1197-1	日本財団在宅看護センターしこく	（変更後） 四国中央市川之江町字井地山980番6	令和5年5月1日
			（変更前） 四国中央市三島中央五丁目13-2ユーズフラット地上1階テナント1号室	

○愛媛県告示第843号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
一般社団法人在宅看護センター四国	四国中央市土居町上野甲1197-1	日本財団在宅看護センターしこく	（変更後） 四国中央市川之江町字井地山980番6	令和5年5月1日
			（変更前） 四国中央市三島中央五丁目13-2ユーズフラット地上1階テナント1号室	

○愛媛県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社オアシス	伊予郡砥部町拾町353番地3	グループホームぼかぼか	（変更後） 伊予郡砥部町拾町353番地3	令和5年4月1日
			（変更前） 伊予郡砥部町高市1318番地	
総合メディカル株式会社	福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局千代田町店	（変更後） 八幡浜市矢野町七丁目1455番地23	令和5年5月3日
			（変更前） 福岡市中央区天神二丁目14番8号	

○愛媛県告示第845号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
総合メディカル株式会社	福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局千代田町店	（変更後） 八幡浜市矢野町七丁目1455番地23	令和5年5月3日
			（変更前） 八幡浜市1455-23	

○愛媛県告示第846号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
片木脳神経外科	今治市別名274番地	医療法人隆典会	令和8年7月21日まで
奥島病院	松山市道後町二丁目2番1号	医療法人団仲会	令和8年8月1日まで

○愛媛県告示第847号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
今治市玉川町鬼原字長通り乙27、乙29、乙30、乙31の1、乙31の2、乙32の1、乙33の1、乙33の2、乙34
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長通り乙27・乙29・乙30・乙31の1・乙32の1・乙33の1・乙33の2・乙34（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第848号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
今治市上浦町井口8050の1、8050の2、8069、8070、8071の1、8071の2、8072から8076まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町井口8072・8074から8076まで（以上4筆について次

の図に示す部分に限る。）、8073

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第849号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
久良区域（久良漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第850号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

妙典寺前D地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を市道神田川原4号線南側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱	
宇和島市	妙典寺前	竜王	乙1208番1	1号
			乙1214番2	2号
			乙1213番1	3号
		戸板	乙1206番59	4号
			乙1213番3	5号、6号
			乙943番1	7号
			乙943番2	8号

丸之内A地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線、標柱15号と標柱16号を市道丸之内4号線南側官民境界線で結んだ線、標柱16号と標柱17号を市道丸之内9号線南側官民境界線で結んだ線及び標柱17号と標柱18号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
宇和島市	丸之内一丁目	315番	1号、18号
	丸之内	丸之内 1番123	2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号

丸之内五丁目	901番	15号
	906番1	16号
	102番	17号

○愛媛県告示第851号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(特-4)第5003号	令和4年9月13日	㈱東新建設	白石 哲也	新居浜市阿島4-2-32	令和5年6月14日	解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第16078号	令和4年3月1日	㈲石鎚スカイ・クリーン	丹 博臣	西条市氷見乙689-3	令和5年6月22日	塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	野中長沢線	伊予市中山町出淵2番耕地3589番から 同町出淵2番耕地3584番4まで	旧	メートル 4.7~8.7	キロメートル 0.046	
			新	5.6~28.3	0.046	

○愛媛県告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	野中長沢線	伊予市中山町出淵6番耕地1349番4	旧	メートル 4.9~6.1	キロメートル 0.036	
			新	4.9~11.1	0.036	

○愛媛県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町1017番8から 同町1713番4まで	旧	メートル 14.1~49.4	キロメートル 0.330	
			新	23.7~59.3	0.390	

○愛媛県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中山双海線	伊予市中山町佐礼谷丙54番地先から 同町佐礼谷丙63番2まで	令和5年7月28日

○愛媛県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野中長沢線	伊予市中山町出淵2番耕地3589番から 同町出淵2番耕地3584番4まで	令和5年7月28日

○愛媛県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野中長沢線	伊予市中山町出淵6番耕地1349番4	令和5年7月28日

○愛媛県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町1017番8から 同町1713番4まで	令和5年8月1日

○愛媛県告示第859号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年7月28日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建(開)第10号 令和5年7月19日	東温市北方字田中甲3125番4、甲3126番35、甲3126番36及び里道	松山市拓川町5番22号 メゾン・ド・フェニックス拓川201号 株式会社フェニックス・コーポレーション 代表取締役 大森 司

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前							
別表第6(第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							別表第6(第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者						知事	専決者			
				部長	局長	課長					主幹	部長	局長	課長
保健福祉課	1・2 省略						保健福祉課	1・2 省略						
	3 生活保護法の施行に関する事務	1～4 省略 <u>5 医療機関の指定、指定の更新又は指定の取消し若しくは効力の停止に必要な情報の提供の要求(生活保護法施行規則第16条の2)</u>						保健福祉課	3 生活保護法の施行に関する事務	1～4 省略				
		<u>6 省略</u>								<u>5 省略</u>				
	4～19 省略							保健福祉課	4～19 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。